

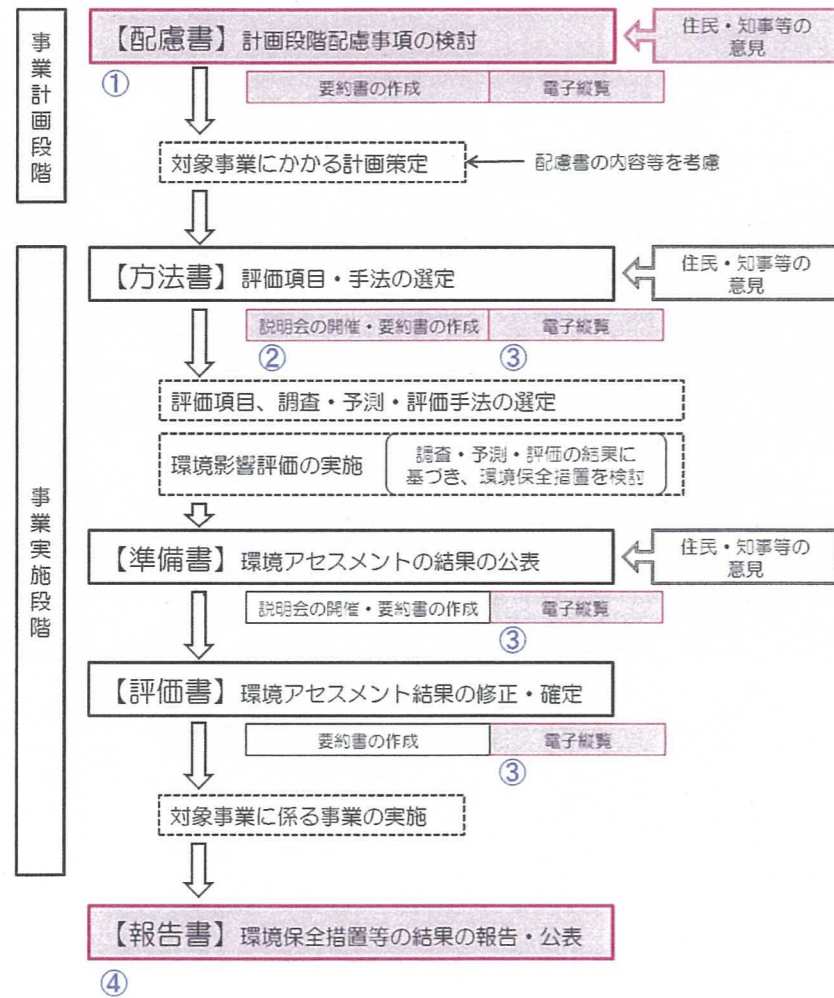
奈良県環境影響評価技術指針の改定等について（概要）

I. 経緯

平成23年4月に環境影響評価法が改正されたことを受け、県では平成24年11月に環境審議会(以下「審議会」という。)に「奈良県環境影響評価条例の一部改正について」諮問し、平成25年5月に答申を得たところです。この答申に基づき、9月議会で奈良県環境影響評価条例(以下「条例」という。)の一部改正を上程し、可決されました。

○ 条例改正の概要

- ① 事業のより早期の段階において環境配慮を検討する計画段階配慮書手続の導入
- ② 方法書段階での説明会の開催・要約書の作成の義務化
- ③ 関係図書の電子縦覧の義務化
- ④ 事業完了時の報告書の作成・公表の義務化



II. 技術指針の改定

○ 中間報告

条例一部改正に伴い、奈良県環境影響評価技術指針(以下「技術指針」という。)等についても改正を行う必要があるため、平成25年5月に審議会に「奈良県環境影響評価技術指針の改定等について」諮問し、環境影響評価審査部会(以下「部会」という。)に付議されました。

これを受け、7月25日、8月20日、9月9日の3回にわたり部会において審議され、平成25年10月18日に中間報告を行いました。

○ 技術指針の概要

1. 奈良県環境影響評価技術指針の改定について

条例改正に伴い、計画段階配慮書手続が新設されることから、「計画配慮事項に係る調査、予測及び評価に関する指針」に関する項目を追加(第二条から第十条)するとともに、「環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定に関する指針」(第十一条から第十九条)、「環境の保全のための措置に関する指針」(第二十条から第二十四条)についても配慮書手続導入に伴う一部改正及びその他の見直しを行いました。

2. 奈良県環境影響評価技術指針マニュアルの改正について

計画段階配慮書手続については、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会より、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」が示されたことから、これを活用とすることとし、現行の技術指針マニュアルについては、変更を行わないこととしました。

○ 最終報告

中間報告を基に、県庁総務課法制係で法制上の審査を受け、本日最終報告を行います。